

理事長・学長決定
労働基準法
労働契約法
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

第37章 雇用の終了

37.1 基本方針

退職に関する決定は、全て本学が定めた要件を満たすものでなければなりません。

37.3 ルール

37.3.1 退職

詳細は、[就業規則](#)第74条、第75条及び第82条並びに[非常勤職員就業規則](#)第61条、第62条及び第68条で定めます。

37.3.2 定年及び契約期間の上限

詳細は、[就業規則](#)第76条及び[非常勤職員就業規則](#)第63条で定めます。
また、定年退職後の再雇用に関する規定は、[就業規則](#)第77条で定めます。

37.3.3 解雇

詳細は、[就業規則](#)第78条、第79条及び第80条並びに[非常勤職員就業規則](#)第64条、第65条及び第66条で定めます。

37.3.4 退職者の守秘義務

詳細は、[就業規則](#)第81条及び[非常勤職員就業規則](#)第67条で定めます。

37.4 責務

37.4.1 本学を退職する職員

本学を退職する職員は、必要な書類を人事マネジメントセクションに、遅くとも退職日の1か月前までに提出しなければなりません。本学を退職す

る職員は、鍵、身分証明書、コンピューター、ソフトウェア、電話、その他本学の資産の全てを、その所属する課や直属の上長に返却しなければなりません。

37.4.2 上長

上長は、退職に関して、所定の手続きを踏まなければなりません。非自発的退職に関しては、措置を講ずる前に、事前に人事マネジメントセクション及び副学長（人事担当）とともに所定の審査を行わなければなりません。

37.4.3 人事マネジメントセクション

人事マネジメントセクションは、退職に関する関係法令及び本学のルール等の遵守の状況について確認する義務を負います。

37.5 手続き

37.6 様式

37.7 連絡先

37.7.1 本方針の所管

副学長（人事担当）

37.7.2 その他連絡先

人事マネジメントセクション

37.8 定義